

北区立八幡小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめを受けている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、全員が児童のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、児童自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八幡小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ基本方針」という。）を策定します。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成29年4月施行 「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

- 教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係諸機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 全教職員で全児童を見守ることを基本姿勢とし、些細なことでも気付いたことを共有しながら、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- 月当たりの欠席が、4日以上ある児童について、担任は報告・連絡・相談をし、校長、副校長、主幹、生活指導主任は適切な指導・助言をしていく。
- いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係評価と合わせ、その結果を公表する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

（１） いじめの未然防止のために

- 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２） いじめの早期発見のために

- 毎週の生活指導夕会や毎月の校内特別支援教育委員会を通して、児童の様子について共有化を図り、たくさんの方で見守る体制を整える。
- スクールカウンセラーによる全員面談を実施（年1回）し、連携を図りながら児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- 年間2回のWE BQU テストを全教職員で活用し、児童の人間関係や学校生活での悩みなどを把握する。
- いじめ相談電話等、外部の相談機関があることを知らせるリーフレットを配布し、児童が相談しやすい環境を整える。
- 年間3回（6月、11月、2月）、児童へアンケートを実施する。アンケートの結果をもとに、聞き取りをしたり、指導を行ったりする。

（3）いじめの早期対応のために

- いじめの発見・通報を受けたらただちに、校長、副校長、担任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーほか、校長の命ずる者で組織する「いじめ対応チーム」を発足し、対応を検討する。
- 被害児童やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- 加害児童の保護者への適切な指導・助言を行う。
- いじめ対応チームで決定した児童へ速やかな聞き取り調査する。
- 加害児童に対する組織的・継続的な観察・指導する。
- 保護者や関係機関との連携を図る。
- 地域人材を活用した登下校の見守りを実施する。

4 重大事態への対応について

- 北区教育委員会へ報告する。
- 被害児童に対する複数の教員による保護や情報提供の徹底をする。
- 被害児童への緊急避難措置の検討、実施する。
- 学校教育法第11条の規定に基づき、加害児童へ懲戒や出席停止の検討をする。
- 警察への相談・通報や教育相談所等との連絡をする。

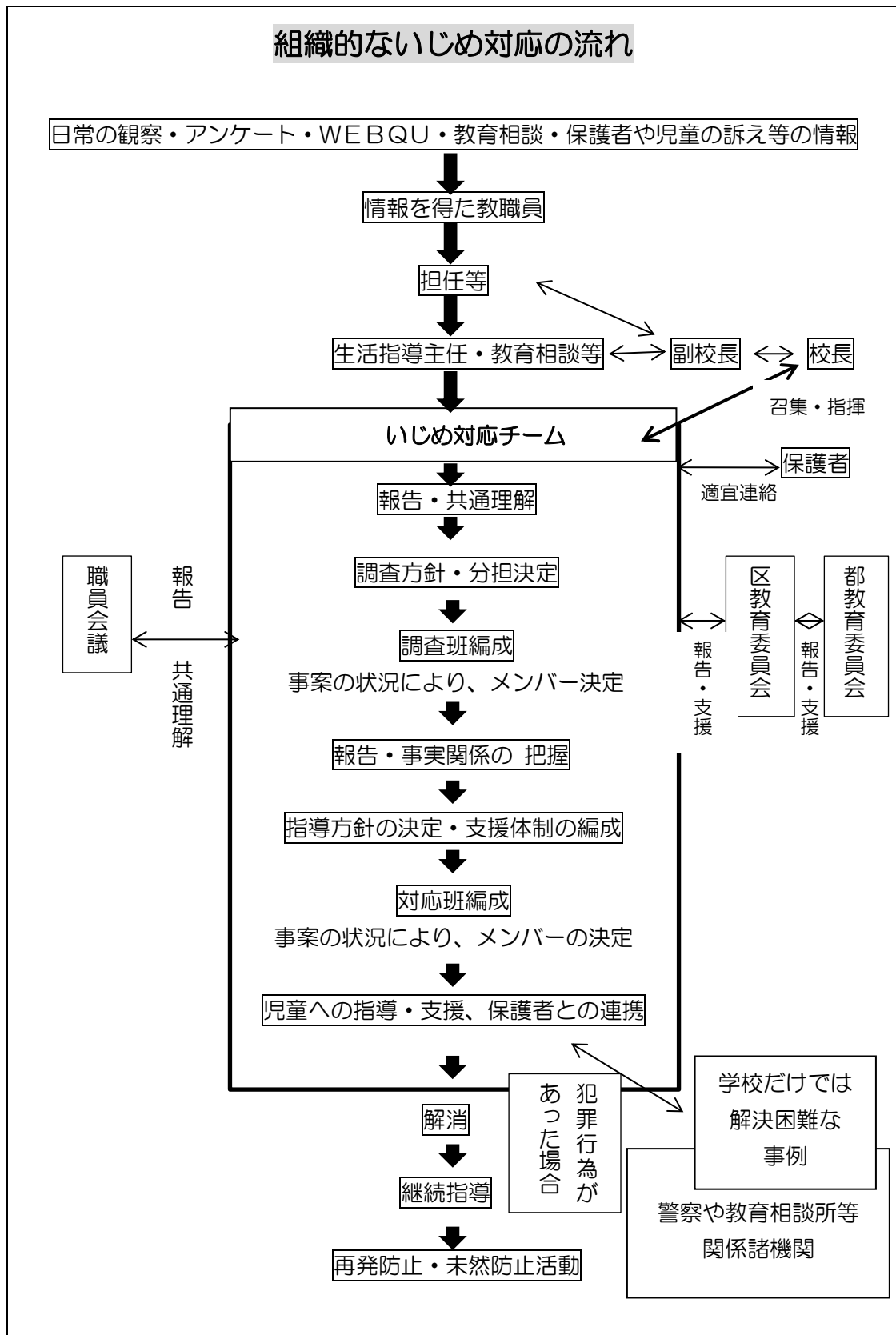
5 保護者との連携について

- 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより等で伝えていく。
- 年間2回のWE BQU テストの分析を通して、児童の人間関係や学校生活での悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

6 教育委員会をはじめとする関係諸機関との連携について

- いじめの事実を確認した場合は、北区教育委員会へ報告する。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、北区教育委員会へ報告し、指導・助言を求める。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- 学校だけでは解決が困難な場合は、警察（スクールサポーター）や関係諸機関（教育相談所、児童相談所、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー）などの協力を得て、連携を図っていく。
- 地域全体に「いじめは絶対に許されない。」という認識を広めることが大切であることから、PTA や学校評議員等でいじめ問題などの健全育成について、協議する機会を設け、保護者や地域と連携・協働する。

組織的ないじめ対応の流れ



※上記は、対応の在り方を示し、いじめの状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解(道徳・特別活動・総合) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特別活動・総合) ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別面談や児童対象のアンケートによる情報収集(ふれあい月間:6月・10月・2月) ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関(警察、児童相談所等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡